

職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案要綱

## 第一 職業能力開発促進法の一部改正

### 一 基本理念

青少年に対する職業訓練は、特に、有為な職業人として自立しようとする意欲を高めることができるように行わなければならないことを追加するものとすること。（第三条の二第三項関係）

### 二 事業主等の行う職業能力開発促進の措置

- (一) 事業主がその雇用する労働者の実践的な職業能力の開発及び向上を促進するために必要に応じて講ずる措置として、実習併用職業訓練を実施することを追加するものとすること。（第十条の二第一項関係）
- (二) 厚生労働大臣は、(一)の措置の適切かつ有効な実施を図るため事業主が講すべき措置に関する指針を公表するものとすること。（第十条の二第三項関係）
- (三) 事業主がその雇用する労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進する

ために必要に応じて講ずる措置として、次に掲げる措置を追加するものとすること。

イ 業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の内容及び程度その他の事項に関し、相談の機会を確保すること。（第十条の三第一号関係）

ロ 再就職のための準備として職業能力の開発及び向上を図る労働者に対して再就職準備休暇を付与すること。（第十条の四第一項第一号関係）

ハ 職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために勤務時間を短縮すること。

（第十条の四第一項第二号関係）

### 三 熟練技能等の習得の促進

(一) 事業主は、必要に応じ、熟練技能等に関する情報を体系的に管理し、提供すること等の必要な措置を講ずることにより、その雇用する労働者の熟練技能等の効果的かつ効率的な習得による職業能力の開発及び向上の促進に努めるものとすること。（第十二条の二第一項関係）

(二) 厚生労働大臣は、(一)の措置の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとすること。（第十二条の二第二項関係）

四 事業主その他の関係者に対する援助の充実

国及び都道府県が行う事業主その他の関係者に対する援助として、(二)(三)イの相談に関する講習の実施を追加するものとすること。(第十五条の二第一項第一号関係)

五 実習併用職業訓練実施計画の認定等

(一) 実習併用職業訓練を実施しようとする事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、実習併用職業訓練実施計画を作成し、厚生労働大臣の認定を申請することができるものとすること。(第二十六条の三第一項関係)

(二) 厚生労働大臣は、当該実習併用職業訓練実施計画が青少年に実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的な実習併用職業訓練に関する基準として厚生労働省令で定める基準に適合すると認めるとときは、その旨の認定ができるものとすること。(第二十六条の三第三項関係)

(三) (二)の認定を受けた実習併用職業訓練実施計画に係る実習併用職業訓練(以下「認定実習併用職業訓練」という。)を実施する事業主は、労働者の募集の広告等に、当該実習併用職業訓練実施計画が(二)の認定を受けている旨の表示を付することができることとし、何人もこの場合を除くほか、当該広告

等に当該表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないものとすること。（第二十六条の五関係）

## 六 委託募集の特例

(一) 五(二)の認定を受けた中小事業主が、認定実習併用職業訓練の適切かつ有効な実施を図るための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして厚生労働大臣が承認した事業協同組合等（以下「承認中小事業主団体」という。）をして認定実習併用職業訓練を担当する者の募集を行わせようとする場合において、職業安定法第三十六条第一項及び第三項の規定は、適用しないものとすること。（第二十一条の六第一項関係）

(二) 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、募集時期等の認定実習併用職業訓練を担当する者の募集に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならないものとすること。（第二十一条の六第四項関係）

## 七 その他

(一) 都道府県に置く審議会等の必置規制について、任意に設置することができるよう緩和するものとすること。（第九十一条第一項関係）

(二) 罰則について必要な規定の整備を行うものとすること。（第九十九条の一、第一百条、第二百二条及び

#### 第一百四条関係）

(三) その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する

#### 法律の一部改正

##### 一 改善計画の作成

事業協同組合等及び中小企業者は、雇用管理の改善に関する事業（以下「改善事業」という。）についての計画（以下「改善計画」という。）であつて、実践的な職業能力の開発及び向上が必要な青少年にとつて良好な雇用の機会の創出に資するものを作成し、これを都道府県知事に提出して、その計画が適當である旨の認定を受けることができるものとすること。（第四条第一項関係）

##### 二 委託募集の特例等

(一) 改善計画の認定を受けた中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）が、当該改善計画に係る

改善事業の実施に伴い、改善事業の実施に関する相談及び援助を行うものとして厚生労働大臣が承認

した事業協同組合等（以下「承認組合等」という。）をして労働者の募集を行わせようとする場合において、職業安定法第三十六条第一項及び第三項の規定は、適用しないものとすること。（第十三条）

#### 第一項関係）

##### （二）

承認組合等は、当該募集に従事しようとするときは、募集時期等の労働者の募集に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならないものとすること。（第十三条第四項関係）

##### （三）

委託募集の特例に関する規定の適用に当たつては、事業協同組合等が改善計画の認定を受けたものである場合には、当該事業協同組合等を承認組合等と、当該事業協同組合等の構成員たる中小企業者を認定中小企業者とみなすものとすること。（第十三条第八項関係）

### 三 その他

その他所要の規定の整備を行うものとすること。

### 第三 施行期日等

一 この法律は、平成十八年十月一日から施行するものとすること。

二 この法律の施行に関し、必要となる経過措置を定めるものとすること。

三 その他所要の規定の整備を行うものとすること。